

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市下水道排水設備指定工事店の指定
根拠条例・規則名		さいたま市下水道排水設備指定工事店条例
条 項		第 2 条
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話 : 048-829-1559)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされており、基準の設定が不要であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定(当該月の 10 日までに申請があれば翌月 1 日に指定する旨を申請者に伝えているため、標準処理期間の設定をしていない。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		